

札幌市体育施設条例の一部を改正する条例案

令和 4 年（2022 年）5 月 23 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市体育施設条例の一部を改正する条例

札幌市体育施設条例（昭和 41 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定により指定管理者に体育施設（札幌市藤野野外スポーツ交流施設を除く。）の管理を行わせている場合で、当該指定管理者に係る指定の期間の満了後引き続き指定管理者の指定をしようとするときは、当該管理が良好に行われている場合に限り、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 2 条の規定にかかわらず、公募によることなく、当該管理を行つている団体に同条例第 3 条の規定による申込みを求めることができる。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 札幌市麻生球場及び札幌市平岸庭球場に係る札幌市体育施設条例第 13 条第 1 項に規定する指定管理者の指定をしようとする場合における改正後の同条第 2 項の規定の適用については、この条例の施行後最初に当該指定をしようとするときに限り、同項中「団体」とあるのは、「団体の主な構成員である団体であつて、当該団体による他の公の施設（地方自治法第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。）の管理の実績等を踏まえて市長が特に認めるもの」とする。

（理 由）

藤野野外スポーツ交流施設を除く体育施設の指定管理者の指定手続について、
非公募によることができるようにするため、本案を提出する。